

通達甲（総・企・被1）第14号

平成8年9月30日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

財団法人犯罪被害救援基金が行う救援事業に対する協力について

〔沿革〕 平成13年6月 通達甲（副監・総・企・被1）第18号
平成20年6月 同（副監・総・企・被給）第12号
平成20年12月 同（副監・総・企・管）第23号
平成21年3月 同（副監・総・企・被給）第2号改正

財団法人犯罪被害救援基金（以下「基金」という。）が行う救援事業（奨学事業及び障害見舞金給付事業をいう。以下同じ。）に対する協力については、平成8年9月30日から次によることとしたから、誤りのないようにされたい。

おって、財団法人犯罪被害救援基金が行う救援事業に対する協力について（昭和59年6月26日通達甲（警・給・給3）第3号）は、廃止する。

記

第1 対象者の連絡等

1 企画課長は、東京都公安委員会が犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第11条に規定する裁定（以下「裁定」という。）を行った場合において、救援事業（奨学事業、障害見舞金給付事業及び支援金支給事業をいう。以下同じ。）の対象者（以下「対象者」という。）がいるとき、及

び裁定の申請がない場合において、対象者を把握したときは、次の区分により連絡するものとする。

(1) 奨学事業

ア 財団法人犯罪被害救援基金（昭和56年5月21日に財団法人犯罪被害救援基金という名称で設立された法人をいう。以下「犯罪被害救援基金」という。）

イ 対象者の住所地を管轄する警察署長（以下「住所地管轄署長」という。）

(2) 障害見舞金給付事業

住所地管轄署長

(3) 支援金支給事業

ア 警察庁

イ 住所地管轄署長

2 企画課長は、前1に規定する連絡を住所地管轄署長に行うときは、犯罪被害救援基金所定の書類を次の区分により送付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、住所地管轄署長に送付しないことができる。

(1) 奨学事業

ア 奨学生の手引き

イ 奨学生願書

ウ 被害等報告書

エ 奨学生推薦書

(2) 障害見舞金給付事業

障害見舞金給付申請書

(3) 支援金支給事業

支援金支給申請書

第2 救援事業の説明

住所地管轄署長は、前第1の1に規定する連絡を受けたときは、対象者に救援事業の説明を行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、企画課長が行うことができる。

第3 申請書類の交付等

1 対象者から奨学生に応募したい旨の申出を受けた企画課長又は住所地管轄署長は、前記第1の2の(1)の書類を当該対象者に交付するものとする。

- 2 対象者から障害見舞金の給付を受けたい旨の申出を受けた企画課長又は住所地管轄署長は、前記第1の2の(2)の書類を当該対象者に交付するものとする。
- 3 対象者から支援金の支給を受けたい旨の申出を受けた企画課長又は住所地管轄署長は、前記第1の2の(3)の書類を当該対象者に交付するものとする。
- 4 企画課長及び住所地管轄署長は、前1、2又は3の規定により書類を交付するときは、当該書類の記載要領、添付書類及び送付先を教示するものとする。
- 5 企画課長は、住所地管轄署長を経由して、犯罪被害救援基金から送付された決定通知書を申請者に交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、住所地管轄署長を経由しないことができる。

第4 照会等に対する回答

- 1 企画課長は、犯罪被害救援基金から奨学生の採用、障害見舞金の給付決定又は支援金の支給決定に必要な事項についての照会を受けたときは、速やかに調査して回答するものとする。この場合、企画課長は、照会事項に関係する所属の長に調査を依頼することができる。
- 2 企画課長及び警察署長は、犯罪被害者、その遺族等から救援事業に関する質疑を受けたときは、親切丁寧に回答するものとする。